

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きが休日に当たる翌日)

告

鳥取県告示第六十六号

示

目 次

◆告

示

目

次

次

農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準

地域森林計画の樹立

地域森林計画の変更

昭和四十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採  
につき森林法第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の  
限度

昭和四十七年二月一日  
にて)は、廃止する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石破二朗

二  
朗

農業災害補償法(昭和二十二年法律第二百八十五号)第十六条第一項ただし書の規定に基づき、農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準を

次のとおり定めたので、農業災害補償法施行令(昭和二十二年政令第二百九十九号)第一条の七第三項の規定により告示し、昭和三十九年二月鳥取県告示第四十二号(農作物共済及び蚕繭共済に係る業務の規模の基準について)は、廃止する。

保安林の指定  
保安林の指定の解除

土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良事業計画の変更の認可

土地改良事業の認可

共済目的	耕作面積	業務の規模の基準	
		水稲	陸稻
麦	耕作面積	二〇アール	一〇アール
春蚕繭	耕作面積	一〇アール	一〇アール
初秋蚕繭	掃立量	○・五箱	○・五箱
晚秋蚕繭	掃立量	○・五箱	○・五箱

土地改良事業計画の適否の決定  
換地計画の適否の決定

鳥取県告示第六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、鳥取森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定

により、次の場所において公表する。

昭和四十七年二月一日

公表の場所

鳥取県農林部林務課

鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局

鳥取縣告示第六十八號

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第三項の規定に基づき、鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区、日野森林計画区及び八頭森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十七年二月二日

鳥取縣知事  
石破

公表の場所

## 鳥取県農林部林務課 各森林計画区所管の事

鳥取県告示第六十九号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、昭和四十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十七年二月一日

烏取縣知事  
石  
破  
二  
朗

3 昭和47年2月1日 火曜日

## 鳥取県公報

第4311号 (第三種郵便物認可)

林土砂流出防備保安	水源かん養保安林
水源かん養保安林	林土砂流出防備保安
米子	鳥取
西伯 日野 西伯	倉吉 東伯 倉吉 東伯
中 溝口	東 大 東 関 三 東
山 山	榮 邊 金 朝 郷
府	杉 金 楓 宮 大 原 栗 志 津
	地 金 宮 大 原 栗 志 津

一・八一	○・三三	○・三八	○・三七	○・三八	○・六五	○・四〇	○・二二	○・一五	○・八八	七・四〇	九・八八	二・七八	三・六一	一・七・四二	八・四九・六八	○・五一	七・九一
西岸会	○・六六	杉	金	楓	大	宮	志	栗	東	関	三	東	倉	倉吉	倉吉地区	水谷路	高水谷
米子地区	○・九九	米子	金子	楓下	宮内	宮内	大原	大原	栗尾	志津	志津	志津	志津	志津	志津	志津	志津
	一・八二	○・三二	○・二〇二	○・二〇二	○・三二	○・三二	○・三二	○・三二									

## 鳥取県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林指定地の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字尾後三〇二、三〇五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、三一〇、三一二、三一六の一、三一六の三、三一六の五、三二六の六、三二七の一、三一七の三、字北谷九四二の二、九三六（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

- 二 指定の目的
- 風害の防備

米子	日野	西伯	日野	江溝	府	口子
溝	江	日南	日野・日南	山	府	口
日	日	西	西伯	長田	赤松	ほか内
日	日	日	日野・日南	法勝寺	門	野
野	南	南	南	伐株	孝靈山	ほか
				大谷	奥	門
				奥	孝靈山	ほか
				八三八・一八	一・二〇	孝靈山
				八・一三	○・四五	門
				日	法勝寺	門
				日	大谷奥	法勝寺
				南	日野地区	大谷奥

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇—一三九(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

#### 三 解除の理由

文化財保護のため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字小浜字尾後三〇九、三一三、三一五、三一六の一、三一七の二(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)、字北谷九

四二の一

#### 二 保安林として指定された目的

風害の防備

#### 三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、久米ヶ原土地改良区の定款の変更を昭和四十七年一月一二二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

5 昭和47年2月1日 火曜日

## 鳥取県公報

第4311号

(第三種郵便物認可)

## 鳥取県告示第七十四号

若土土地改良区から申請のあつた土地改良（若土地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第七十五号

北条町長から申請のあつた町営土地改良（北条地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第七十六号

福部村長から申請のあつた村営土地改良（細川地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第七十七号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（東伯地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第七十八号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（宮場地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第七十九号

昭和四十七年一月十一日付で岸本町長から申請のあつた土地改良（須村地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一　縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二　縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二日から二十日間

## 三　縦覧に供する場所

岸本町役場

## 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第八十号

昭和四十六年十二月十三日付けで東伯郡東郷町小鹿谷二七七番地藤井佐代ほか十一名の者から申請のあつた倉吉市上井駅裏地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一　縦覧に供する書類

換地計画書の写し

## 二　縦覧に供する期間

昭和四十七年二月一日から二十日間

## 三　縦覧に供する場所

倉吉市役所

## 四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができるもの。